

旧統一協会（世界平和統一家庭連合）問題の徹底究明と被害者救済を求める意見書（案）

旧統一協会（世界平和統一家庭連合）をめぐり、深刻な被害を生み出してきた反社会的活動の実態が明らかになっている。また、多くの政治家が旧統一協会と深い関係にあったことが次々に明るみとなり、国民の不信を招く社会問題となっている。

旧統一協会は、先祖因縁や霊界の恐怖を煽る脅迫的行為によって、国民・信徒に対して社会的に不相当な高額な献金や物品購入を強いる被害を広げてきた。全国霊感商法対策弁護士連絡会によると、把握されている被害は、1987年から2021年までに3万4,537件、被害額は1,237億円余にのぼる。

旧統一協会の霊感商法は、刑事裁判で断罪され、民事裁判でも違法性が繰り返し認定されてきた。警察が2007年から2010年にかけて、強制捜査などによる摘発をすすめ13件、30人以上の信者が逮捕された。また、旧統一協会の伝導・教化活動についても、被勧誘者に対する違法行為であることを認めた一連の判決（2013年10月31日の札幌高裁判決など）が出ている。

それにもかかわらず、大臣や副大臣、政務官を含む政治家が、旧統一協会や関連団体の集会への参加や祝電送付などを行い、広告塔の役割をはたしてきたことが明らかとなった。なかには選挙運動での支援や献金・パーティー券の購入など、深い癒着関係にある議員の実態も報道されている。

こうした政治家の行為は、反社会的活動を容易にし、その是正を困難にするものである。とくに、2015年の統一協会から世界平和統一家庭連合への名称変更に際して、当時の文部科学大臣が関与していた疑惑もとりざたされている。

信者が破産し家庭崩壊となる例があとをたたず、信者の子どもたち（いわゆる統一協会二世）からは、献金による生活困窮や信教の自由、結婚・恋愛の自由が認められないことへの悲痛な声が上がっているなど、被害は現在も続いている。

よって政府においては、政治家と旧統一協会との関係を徹底的に調査糾明し、公表するとともに、今後は一切の関係を断つことを求める。また、国として旧統一協会による被害の全容を調査し、把握するとともに、被害根絶のために捜査態勢を見直し、宗教法人法に基づく解散命令を視野に入れた検討を行い、情報提供や被害予防対策など被害者の救済と支援を強化することを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和4年 月 日

茨城県議会議長 伊 沢 勝 徳

(提出先)

内閣総理大臣
内閣官房長官
文部科学大臣
法 務 大 臣
外 務 大 臣
総 務 大 臣
衆議院議長
参議院議長